

「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
障発第0620263号	障発第0620263号
平成13年6月20日	平成13年6月20日
一部改正 障発0928号第1号	一部改正 障発0928号第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正 障発0330第9号	一部改正 障発0330第9号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正 障発0329第18号	一部改正 障発0329第18号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正 障発0331第50号	一部改正 障発0331第50号
平成26年3月31日	平成26年3月31日
一部改正 障発0331第18号	一部改正 障発0331第18号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正 障発0330第20号	最終改正 障発0330第20号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
最終改正 <u>こ支障第20号</u>	
障発0131第11号	
<u>令和7年1月31日</u>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について</p> <p>身体障害者ホームヘルプサービス事業及び障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業(以下「障害者(児)ホームヘルプサービス事業」という。)</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について</p> <p>身体障害者ホームヘルプサービス事業及び障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業(以下「障害者(児)ホームヘルプサービス事業」という。)については、障害者プランに基づき、その充実を図っているところであるが、</p>

については、障害者プランに基づき、その充実を図っているところであるが、身体障害者及び障害児・知的障害者（以下「障害者(児)」という。）の、身体介護を中心とする介護ニーズに的確に対応していくためには、障害者(児)ホームヘルパーの更なる量的、質的充実を図っていくことが求められている。

このため、障害者(児)に派遣される障害者(児)ホームヘルパーの養成を更に推進する観点から、新たに別添のとおり「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の整備に要する期間を考慮し、平成13年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

別添

障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1～3 (略)

4 研修カリキュラム

(1) (略)

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～カ (略)

キ 一般課程

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情

身体障害者及び障害児・知的障害者（以下「障害者(児)」という。）の、身体介護を中心とする介護ニーズに的確に対応していくためには、障害者(児)ホームヘルパーの更なる量的、質的充実を図っていくことが求められている。

このため、障害者(児)に派遣される障害者(児)ホームヘルパーの養成を更に推進する観点から、新たに別添のとおり「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の整備に要する期間を考慮し、平成13年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

別添

障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1～3 (略)

4 研修カリキュラム

(1) (略)

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア～カ (略)

キ 一般課程

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その

報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 応用課程

応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ケ～サ (略)

5 事業実施上の基準

(1)～(6) (略)

(7) 一般課程

ア 一般過程については、原則として3月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第6に定めるもの以上であること。

ウ 別表第6に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、一般課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第6に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(8)～(11) (略)

6～9 (略)

別紙 (略)

他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 応用課程

応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特により深い障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

ケ～サ (略)

5 事業実施上の基準

(1)～(6) (略)

(7) 一般課程

ア 一般過程については、原則として2月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第6に定めるもの以上であること。

ウ 別表第6に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、一般課程を教授するのに適当な者であること。

オ 同行援護事業所との連携等により、別表第6に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(8)～(11) (略)

6～9 (略)

別紙 (略)